

長門市下水道課からのお知らせ

平成 26 年 10 月使用分から 下水道使用料が変わります



市では市町合併以来の懸案事項であった、旧長門市と旧大津郡 3 町の下水道料金の統一へ向けた第 2 段階目の料金改定を行います。これにより全地区の基本料金が統一されます。
なお、次の第 3 段階目（平成 28 年度予定）では、超過料金の統一と全体的な料金体系の見直しを含めた検討を行い、下水道料金の完全統一を目指します。

ここが変わります！

■長門地区

- ①超過料金（21～100 m³まで）が引き上げられます
- ②一般世帯の井戸水等認定水量が変更になります
- ③使用水量が 1 m³未満（0 を含む）でも基本料金がかかります

■三隅地区

- ①基本料金が引き下げられ、超過料金（21～100 m³まで）が引き上げられます

■日置地区・油谷地区は変更ありません

新料金の適用について

■通・仙崎地区（偶数月に検針を行っている地区）

平成 26 年 10 月～11 月分（平成 26 年 12 月検針分）から新料金になります。

■東深川・西深川・深川湯本・渋木・真木・俵山・三隅地区（奇数月に検針を行っている地区）

平成 26 年 11 月～12 月分（平成 27 年 1 月の検針分）から新料金になります。

①長門・三隅地区の基本料金・超過料金の変更

下水道使用料（2 カ月分） 表中の太枠の部分が変更部分です

単位：円（税込）

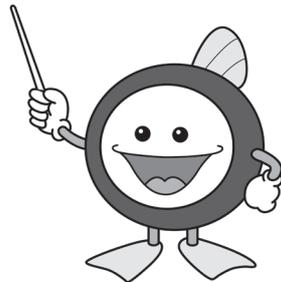
区 分			料 金			
			長門地区	三隅地区	日置地区	油谷地区
一般汚水	基本料金 (2 カ月あたり)	0～20 m ³	2,808	3,240 ↓ 2,808	2,808	2,808
		21～40 m ³	129.6 ↓ 135	108 ↓ 135	135	140.4
	41～100 m ³	135	129.6 ↓ 135	140.4		
	超過料金 (1 m ³ あたり)	101～200 m ³	135	135	145.8	
		201～1,000 m ³			151.2	
		1,001 m ³ ～	140.4	140.4		

下水道事業の現況について

汚水処理に係る費用には、維持管理費（汚水を処理する費用）と資本費（下水道建設に係る費用）があり、その財源については使用料収入により賄われる必要があります。

しかしながら、実際にはすべてを使用料では賄えず、不足分は一般会計からの繰入金によって補われているため、市の財政を圧迫している状況となっています。

また、人口の減少による使用料収入の減や下水道施設の老朽化に伴う、施設の改築・更新による資本費の増加など、厳しい経営環境となっています。



今後の取り組みについて

下水道施設の大量更新時代を迎える中、今後は施設の維持管理や更新に多額の費用を要することが見込まれます。このような状況の中で、引き続き安定したサービスを行うために、使用料の改定もやむを得ない状況にあります。

現在の官公庁会計の単式簿記から、企業会計の複式簿記への移行を進めていますが、この移行を行うことによって財政状態および経営成績を把握することが可能となり、より細やかな経営分析が行えるようになります。

今後は中長期的な計画を策定し、民間委託の推進、処理区の統廃合などによる効率的な事業実施によって経費の削減を行い、健全かつ安定した経営に取り組みます。

■問い合わせ 下水道課管理係 TEL 23-1190

9月10日は下水道の日

汚れた水は、下水道管を通して下水処理場に運ばれ、きれいな水に生まれ変わります。快適な生活環境を確保するために大きな役割を担っている下水道。普段はあまり目に触れる機会が少ない下水道ですが、私たちの快適な生活を支える下水道について一緒に考えてみましょう。

●下水道に接続すると

- ・くみ取りトイレを水洗トイレにすると、悪臭がなくなります
- ・水路や道路の側溝に汚れた水が流れなくなるので、蚊やハエなどの害虫の発生源をなくすことができます

●現在、排水設備が詰まる事故が多発しています。

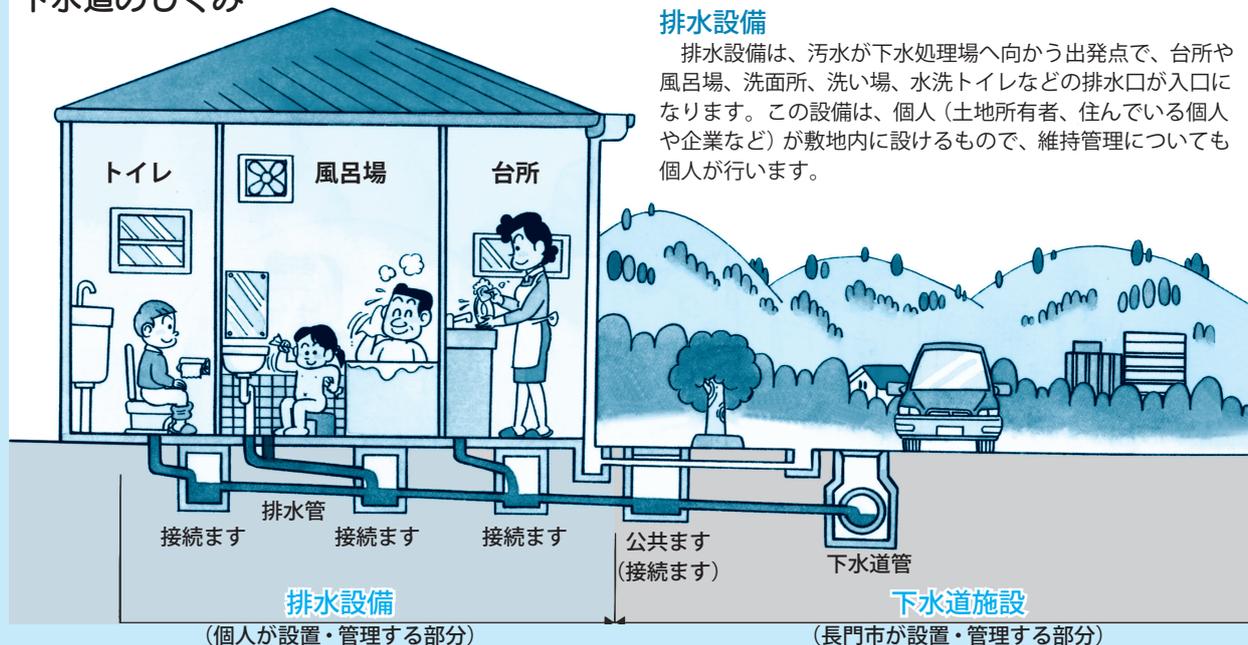
正しい使い方、大切に使いましょう

・排水設備が詰まる原因

- ①台所で野菜クズや残飯、天ぷら油などを流す
- ②トイレで水に溶けないティッシュペーパーや紙おむつを流す
- ③排水管の近くに木を植えると、排水管の小さな隙間から木の根が進入する

- ・排水設備が詰まった場合には、排水設備指定工事店へ連絡してください。排水設備指定工事店一覧は、市ホームページに掲載しています
http://www.city.nagato.yamaguchi.jp/kurashi/suido/gesui_haisui.html

下水道のしくみ



②長門地区の一般世帯における井戸水等認定水量の変更

井戸水などを使用している場合の使用水量は、世帯人数を基に認定していますが、長門地区の一般世帯の認定水量を三隅地区・日置地区・油谷地区に合わせます。

単位：m³/2ヵ月

世帯人数		1	2	3	4	5	6
認定水量	長門地区(現行)	12	24	36	44	52	60
	長門地区(改定)	14	28	42	52	62	72
	三隅地区						
	日置地区						
	油谷地区						

水道水と井戸水などを併せて使用した場合

改定前

- ・長門地区 水道使用水量（水道メーターの検針水量）と井戸水などの使用水量（使用箇所により水量を認定）を合算した水量により算定
- ・他の3地区 水道使用水量（水道メーターの検針水量）または、井戸水などの認定水量のどちらか多い水量により算定

改定後

- ・平成26年10月使用分から、長門地区も他の3地区の方法に合わせます。

③長門地区の使用水量が1 m³未満（0 m³を含む）でも基本料金ががかかります

長門地区はこれまで、使用水量が1 m³未満（0 m³を含む）の場合、下水道使用料はかかっていませんでしたが、下水道施設を維持するための最低限の費用を負担していただくこととして、他の3地区および水道と同様に休止・廃止の届出がない場合は、基本料金がかかることとなります。

井戸水などを使っている人へ

- 水道水以外の井戸水などを使用する場合は、使用人数に応じて認定した「排除汚水量」を基に下水道使用料を請求します。
- 次の場合は、届出が義務付けられています。必ず下水道課へ変更届を提出してください
 - ▶井戸水などを使う世帯人員に変更があった場合
就学、就職、入院、入所などによる長期不在（おおむね1ヵ月以上）、および転入、転出、転居などによる世帯人数の変更が生じた場合（住民票の異動の有無を問いません）
 - ▶転入・転居などの異動のため、新たに井戸水などの使用を始める場合
 - ▶転出・転居などの異動のため、井戸水などの使用をやめる場合
 - ▶水道水のみを使用してきたが、新たに井戸水などを使用する場合
 - ▶水道水と井戸水などを使用していたが、井戸水などの使用をやめ、水道水のみを使用する場合
 - ▶水道水と井戸水などを使用していたが、水道水の使用をやめ、井戸水などのみを使用する場合

地区ごとの下水道使用料の比較表 (2 ヶ月分)

太字の料金に変更になります

単位：円（税込）

使用水量	長門地区		三隅地区		日置地区	油谷地区
	現行	改定後	現行	改定後		
20 m ³	2,808	2,808	3,240	2,808	2,808	2,808
30 m ³	4,104	4,158	4,320	4,158	4,158	4,212
40 m ³	5,400	5,508	5,400	5,508	5,508	5,616
50 m ³	6,696	6,858	6,696	6,858	6,912	7,020
70 m ³	9,288	9,558	9,288	9,558	9,720	9,828
90 m ³	11,880	12,258	11,880	12,258	12,528	12,636
100 m ³	13,176	13,608	13,176	13,608	13,932	14,040

下水道使用料 地区別早見表 (一般汚水) (2 ヶ月分)

単位：円（税込）

	長門地区	三隅地区	日置地区	油谷地区
0 ~ 20 m ³ まで	2,808	2,808	2,808	2,808
21 m ³	2,943	2,943	2,943	2,948
22 m ³	3,078	3,078	3,078	3,088
23 m ³	3,213	3,213	3,213	3,229
24 m ³	3,348	3,348	3,348	3,369
25 m ³	3,483	3,483	3,483	3,510
26 m ³	3,618	3,618	3,618	3,650
27 m ³	3,753	3,753	3,753	3,790
28 m ³	3,888	3,888	3,888	3,931
29 m ³	4,023	4,023	4,023	4,071
30 m ³	4,158	4,158	4,158	4,212
35 m ³	4,833	4,833	4,833	4,914
40 m ³	5,508	5,508	5,508	5,616
45 m ³	6,183	6,183	6,210	6,318
50 m ³	6,858	6,858	6,912	7,020
55 m ³	7,533	7,533	7,614	7,722
60 m ³	8,208	8,208	8,316	8,424
65 m ³	8,883	8,883	9,018	9,126
70 m ³	9,558	9,558	9,720	9,828
80 m ³	10,908	10,908	11,124	11,232
90 m ³	12,258	12,258	12,528	12,636
100 m ³	13,608	13,608	13,932	14,040

下水道使用料の計算例

使用水量が 37 m³（長門市の1世帯当たりの平均使用水量）の場合（基本水量 20 m³ + 超過水量 17 m³）

計算式 = 基本料金 + 超過料金 × 超過水量

長門地区 5,103 円（基本料金 2,808 円 + 超過料金 135 円 × 超過水量 17 m³）

三隅地区 5,103 円（基本料金 2,808 円 + 超過料金 135 円 × 超過水量 17 m³）

日置地区 5,103 円（基本料金 2,808 円 + 超過料金 135 円 × 超過水量 17 m³）

油谷地区 5,194 円（基本料金 2,808 円 + 超過料金 140.4 円 × 超過水量 17 m³）※ 端数切り捨て